



広島県府中市 情報提供
令和8年7月21日（火）
建設部監理課 原田 児玉 山下
電話 0847-44-9172
FAX 0847-46-1535

特定空家等に対する緊急代執行による 除却工事に着手します

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、同法第22条第11項の規定に基づき、緊急代執行による除却工事に着手します。

なお、府中市においては、同法に基づく緊急代執行は初となります。（措置の実施状況、略式代執行7件、行政代執行1件）

1 着手予定日

7月23日（木）午前9時00分（荒天等による延期の可能性あり）

執行責任者による指示により、除却工事着手予定

※契約の工事期間は、9月末までを予定

2 特定空家等の概要

所在地 府中市上下町上下1012番地1

家屋番号 39

種類 店舗

構造 木造瓦葺2階建

延べ面積 119.36平方メートル

建築年 登記簿上不詳

《注意事項》

当日の緊急代執行実施について取材される場合は、別添「取材申込書」により、
7月22日（水）15時までに、FAXにて連絡して下さい。

また、解体工事業者への取材は作業に支障が生じるため、ご遠慮願います。

緊急代執行の実施理由

次の理由により、法第22条第11項の規定に基づく緊急代執行により特定空家等の除却を行うこととした。

- ①当該特定空家等は、建物の老朽化や破損が著しいことから、令和8年度に特定空家等に認定し助言・指導及び勧告を行い、年度内行政代執行を予定していた。しかし、外観から想定していた以上に屋根の破損による瓦の落下や、梁及び柱等の破損による建物の傾きが進行している。これにより、通学路でもある道路へ倒壊し、通行人や車両等に危害を及ぼす危険性が極めて高いため、緊急に除却等を行い、安全を確保する必要がある。
- ②法第22条第2項の規定に基づく勧告を行ったが、法定相続人による改善が見られない。切迫した危険を回避するために緊急に除却等を行い安全を確保する必要があると認められる状態であり、法第22条第3項から第8項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがない。

主な経過

令和5年 3月	相続人に初期指導文書を送付
令和7年 4月	相続人に初期指導文書（2回目）を送付
令和8年 4月	特定空家等に認定
令和8年 5月	相続人に助言・指導書を手交
令和8年 6月	相続人に勧告書を手交
令和8年 7月	相続人に代執行令書を手交
令和8年7月23日から 令和8年9月末（予定）	緊急代執行による除却工事着手

緊急代執行にかかる費用

約580万円（府中市上下町上下1012番地1）

緊急代執行にかかる費用回収

緊急代執行に要したすべての費用は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条の規定に基づき、特定空家の所有者から徴収することとなり、その手続きを行います。

なお、緊急代執行にかかる費用の一部については、国土交通省空き家対策総合支援事業を活用する予定です（国費1/2、市費1/2）。

位置図（府中市上下町上下1012番地1）



（地図上の該当箇所を赤丸で表示）

状況写真

(撮影日 令和8年5月19日)



【取材申込書】

送付先 府中市建設部監理課 行

FAX (0847) 46-1535

申込締切

7月22日（水）15時

令和8年7月23日（木）午前9時00分より実施予定の緊急代執行について、現地取材を申し込みます。

報道機関名

取材者氏名

連絡先（電話番号）
